

件名	旅館業法施行条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業における衛生等管理要領（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月5日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知別添3） ・ 旅館業における衛生等管理要領の改正について（平成29年12月15日付け生食発1215第2号） ・ 旅館業における衛生等管理要領の改正について（平成30年1月31日付け生食発0131第2号）
<p>【改正の概要】</p> <p>旅館業法施行条例の指針である国の「旅館業における衛生等管理要領」が平成29年12月15日及び平成30年1月31日に改正され、旅館業の営業施設の衛生措置の基準及び構造設備の基準等が緩和されたことを受け、条例の一部を改正したものである。</p> <p>1. 衛生措置基準の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 照明設備の色の規定を撤廃、照度を定性的表現に改正 (2) 空気調和設備等がある場合の客室温度・湿度の数値的規定を定性的表現に改正 (3) 一客室の収容定員の数値的規定を定性的表現に改正 (4) 浴室洗い場の小桶・金だらいの規定を撤廃 (5) 洗面設備・便所の手洗い設備の洗面器及び流水装置の用水器の規定を撤廃 (6) ねずみ、昆虫等の駆除等の回数を定期的に行うことに改正 <p>2. 構造設備基準の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の客室の換気面積の数値的規定を定性的表現に改正 (2) 旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の客室の採光面積の数値的規定を定性的表現に改正 (3) 旅館・ホテル営業の客室の天井高・床高の撤廃 (4) 旅館・ホテル営業の浴室及び洗面所の不浸透性材料・排水構造に限定した表現を清掃に重視した表現に改正 (5) 下宿営業の客室数の撤廃 (6) 下宿営業の客室最低床面積及び押し入れの規定の撤廃 	
施行日	平成30年7月20日
<p>【その他参考事項】</p>	